

## 第8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

### 第8-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

#### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会、以下「ビジョン」という。）が取りまとめられ、里親等委託率については、「3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前のこどもは概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現する」ことが示されました。
- ・ 本県では、中央児童相談所に里親支援を専任する班を設置のうえ、里親養育支援担当児童福祉司、里親委託推進員及び里親リクルート活動員を配置するなど組織体制の強化を図っているとともに、乳児院及び全ての児童養護施設に配置された里親支援専門相談員<sup>40</sup>が、地域内で里親家庭への訪問等による相談支援を行っているほか、里親説明会を開催するなど様々な取組を実施しています。加えて、委託後支援として、児童相談所職員や里親支援専門相談員による里親家庭への定期訪問や児童家庭支援センターによる里親レスパイトの取組のほか、里親同士の交流等支援として県里親会による里親サロンの運営などにより、包括的に里親等委託を推進するための支援を行っています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画ではビジョンで示された里親等委託率の目標値を参考に、令和6年度には38%（11年度は40%以上）、また、里親等委託は愛着関係の形成に最も重要な時期である乳幼児期のこどもを最優先することとし3歳未満は75%以上、それ以外の就学前は50%～75%、学童期以降は35%～50%を目標としました。あわせて、受け皿となる里親やファミリーホーム登録数についても目標を設定しましたが、(図表8-1)のとおり、おおむね全ての項目でR6目標を達成する見込です。
- ・ 要因としては、児童相談所において家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを徹底したほか、里親支援専門相談員による里親等へのきめ細かな伴走支援など、関係機関の理解を得ながら協働して里親等委託を邁進した結果によるものです。
- ・ 【再掲】本県では、緊急時の乳幼児の（委託）一時保護先について、従前では県内1か所の乳児院が主にその役割を担ってきましたが、家庭養育への転換を目的に令和3年7月より、日本財団の協力のもと、個々の里親と年間契約を締結のうえ乳幼児の一時保護等における「常時委託可能」な里親を登録する仕組み（乳幼児短期緊急里親事業）を実施しています。
- ・ 【再掲】当該取組について、令和6年度は6組の里親と契約を締結しています。特に、休日・夜間など緊急保護が必要な乳幼児ケースは乳児院に一時保護等を行ってきましたが、居住地によっては長距離移動にならざるを得ない状況にあったため、当該取組によって、緊急保護時に家庭生活の連続性を

<sup>40</sup> 児童養護施設及び乳児院に、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所や里親会等と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的に配置するソーシャルワーカー。

踏まえて地域での里親委託が可能になるなど、家庭養育優先原則に基づいたケース対応が可能となります。

(図表8-1) 現行計画の達成見込

項目		R4	R5	R6見込(目標)		
里親等委託率	全体	39.4% ※	39.1%	40.0%	(38.0%)	達成見込
	3歳未満	64.3%	66.7%	70.0%	(75.0%)	未達成見込
	3歳以上就学前	57.1%	67.2%	60.0%	(50.0%)	達成見込
	学童期以降	33.9%	31.8%	31.0%	(31.0%)	達成見込
里親登録数 (里親登録区域)		248組 (小学校区)	218組 (小学校区)	230組 (小学校区)	(230組) (小学校区)	達成見込
ファミリーホーム登録数		13箇所	13箇所	13箇所	18箇所 (市町村レベル)	未達成見込

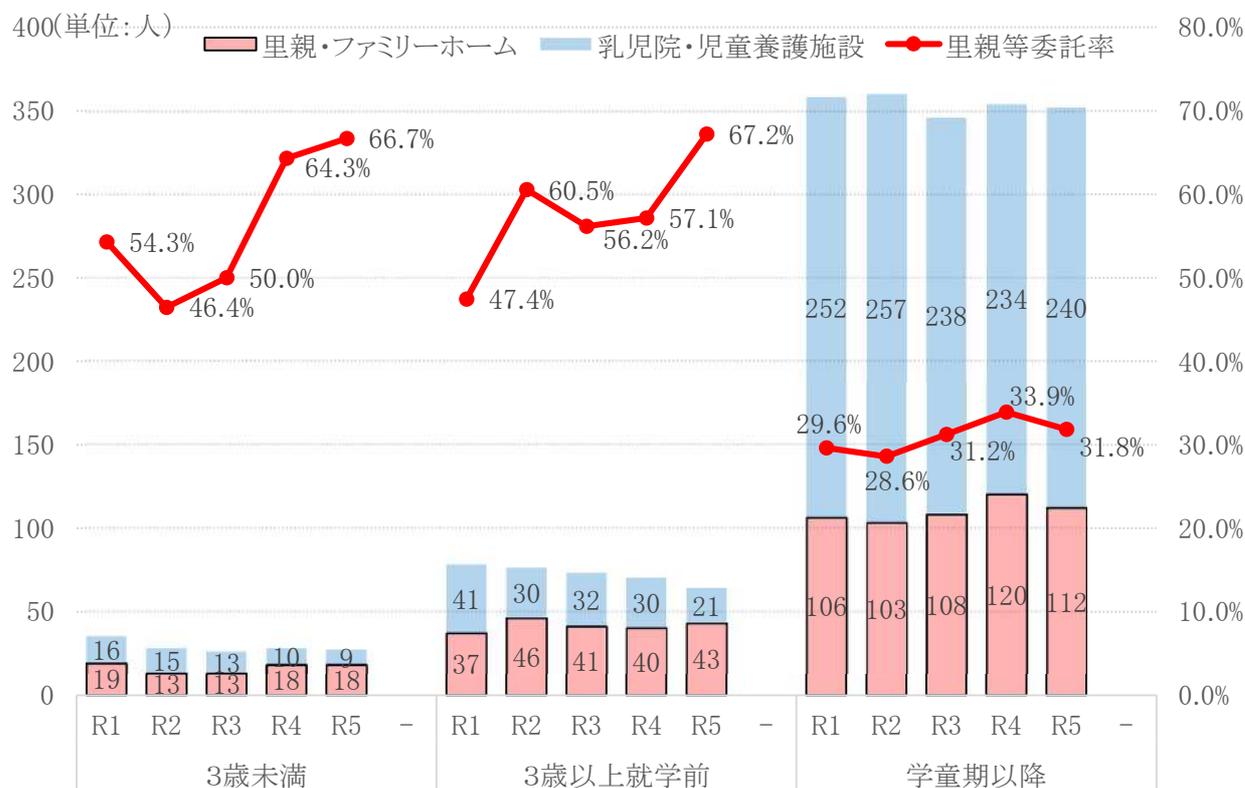
※全国トップクラス水準(平均:24.3%、子ども家庭庁「社会的養育の推進に向けて(令和7年1月)」)

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、大分県子ども・家庭支援課調べ

## 2 地域の現状

- ・ (図表8-2) のとおり、里親等委託率は通増傾向が続いています。

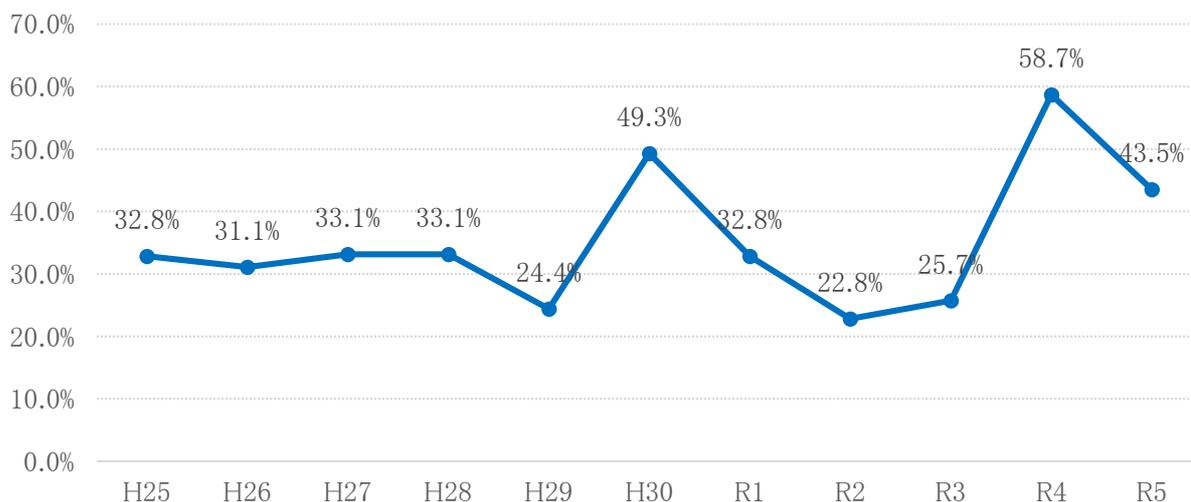
(図表8-2) 3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率等



(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ

- ・ 単年度の里親等委託率（当該年度中に新たに代替養育が必要になったこどもの里親等委託率）については、(図表8-3) のとおり、年度により増減がありますが、令和4年度には58.7%と高い水準を達成しています。

(図表8-3) 単年度の里親等委託率等



(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ

- ・ 従前より、本県における基本的な考え方として、里親・ファミリーホームへの委託は、愛着関係の基礎を形成する重要な時期である就学前の乳幼児期のこどもたちを対象に、児童養護施設への入所措置は、虐待の影響や発達障がい<sup>41</sup>の2次障がい<sup>41</sup>等を背景にした複雑な行動上の課題や精神的・心理的問題により、チーム養育を必要とする学童期以降のこどもたちを対象に、相談援助活動を行っています。
- ・ そのような中、「里親等委託の更なる推進について」(令和6年3月12日付けこ支家第126号子ども家庭庁支援局長通知、以下「里親等委託推進通知」という。)により、新たな里親等委託率の数値目標と達成期限として、都道府県社会的養育推進計画の見直しにあたっては、「全ての都道府県等において、令和11年度末までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい」と示されました。
- ・ 里親等委託推進通知等に基づき、里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、本県の実績等を勘案したうえで、(図表8-4) のとおり推計します。

<sup>41</sup> こどもの場合、発達障がいの特性によっては学習の遅れや対人関係がうまくいかず、学校で孤立状況となり、抗うつや適応障がいなどの精神疾患を引き起こすこと。

(図表8-4) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

代替養育先	R5 (a)	計画期間中 措置解除見込 (b)	R11 在籍見込数 (c)=(a)-(b)	計画期間中 新規措置見込 (d)	R11見込 (図表5-9) (e)=(c)+(d)
乳児院・児童養護施設	270 人	85 人	185 人	47 人	232 人
里親・ファミリーホーム	173 人	35 人	138 人	67 人 (114人×58.7%)	205 人
合計 ※()内は里親等委託率	443 人 (39.1%)	120 人	323 人	114 人	437 人 (46.9%)

(出典) 大分県こども・家庭支援課にて推計

- ・ 令和5年度末時点における代替養育中のこども数 443 人（里親等委託 173 人）のうち、120 人（同 35 人）が11年度末までに到達する年齢によって措置解除が見込まれ、差引き 323 人（同 138 人）が、継続して代替養育が必要なこども数の見込みとなります。
- ・ (図表5-8) のとおり、令和11年度末時点における代替養育を必要とするこども数の見込みが437 人のため、差引き 114 人が計画期間中に新たに代替養育が必要となるこども数の見込みとなります。
- ・ そのうち、里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、単年度の里親等委託率が最も高かった令和4年度実績（58.7%、図表8-3）を達成すると仮定した場合に 67 人となり、11年度末時点で合計 205 人（里親等委託率は 46.9%）が見込まれます。本県では、毎年度、約1%ずつ里親等委託率が増加しており、実績をベースにした当該見込みは、おおむね実情を捉えたものと考えられます。
- ・ 年齢区分毎の里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、(図表8-5) のとおりです。

(図表8-5) 年齢区分毎の里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

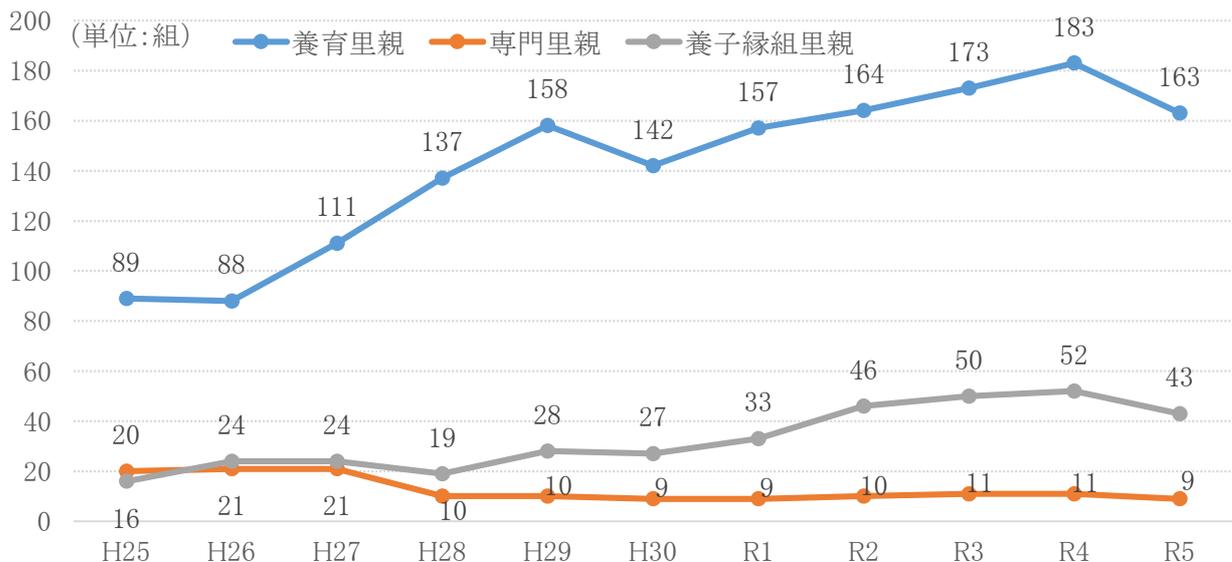
	R5	R11見込 (図表5-9)			里親等委託率
合計	173 人(39.1%)	205 人	/ 437 人 =	46.9 %	75.0 %
3歳未満	18 人(66.7%)	20 人	/ 26 人 =	76.9 %	
3歳以上就学前	43 人(67.2%)	52 人	/ 70 人 =	74.3 %	
学童期以降	112 人(31.8%)	133 人	/ 341 人 =	39.0 %	

(出典) 大分県こども・家庭支援課にて推計

- ・ 愛着関係の基礎を形成する時期である就学前の乳幼児期のこどもの里親等委託率について、国が示した数値目標 75%以上を達成した場合、里親・ファミリーホームへの委託こども数は、3歳未満が20 人、3歳以上就学前が52 人となります。

- ・ したがって、学童期以降の里親・ファミリーホームへの委託こども数は133人となり、里親等委託率は39.0%が見込まれます。国の示した数値目標である50%以上に及ばないものの、本県の基本的な考え方やこれまでの実績等を踏まえると、おおむね実情を捉えた推計値であると考えます。
- ・ (図表8-6) のとおり、里親登録(認定)数については通増傾向にあります。5年に1度の更新年度(直近では令和5年度)にあわせて、高齢化など様々な理由による里親登録辞退があるため対前年度比で減となっています。
- ・ なお、里親制度等普及・リクルート業務については、従前より中央児童相談所が一元的に担ってききましたが、日本財団の協力のもと、令和3年度に創設された里親支援専門NPO法人が全県域で実施しています。当該法人による、民間ならではの手法や機動性を活かした県内各地での里親説明会の開催などにより、里親登録数は増加傾向にあります。

(図表8-6) 里親登録(認定)数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

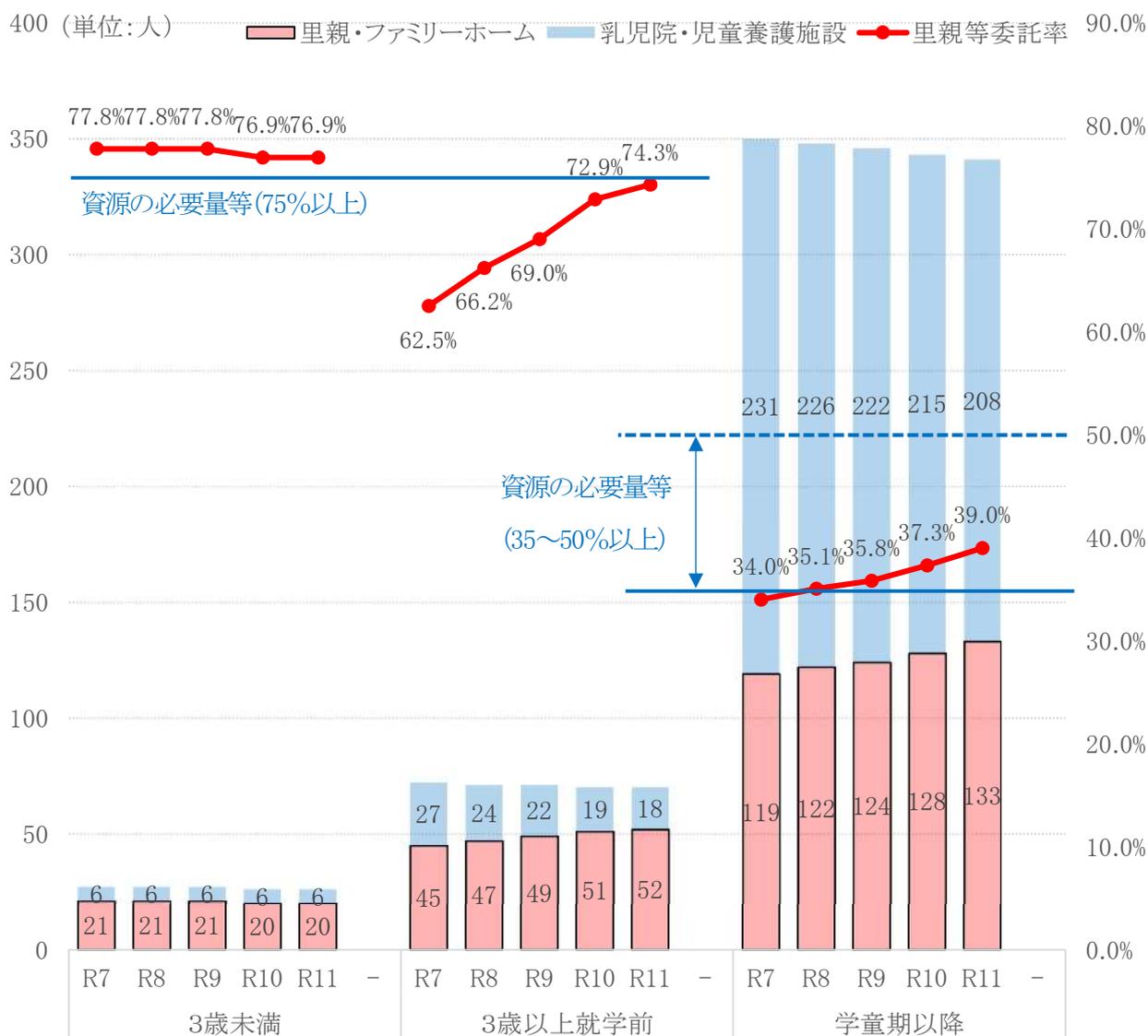
- ・ また、令和3年度には、NPO法人キアセットが実施主体となり、本県及び福岡市において、養育里親に関心を持つ地域住民を増やすとともに、里親養育中のこどもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう里親制度の社会的認知の向上と理解促進を図ることを目的に、「ひらけ！里親プロジェクト」を実施しました。当該プロジェクトでは、日本財団の協力のもと、各種メディアを活用した大規模な広報を展開するとともに、プロジェクト前後の里親認知、興味関心の変化に関する効果測定なども行い、本県の里親登録にも繋がるなど好影響をもたらしました。
- ・ こどもヒアリングでは、理想の里親像について、「自分のことを理解してくれる」「お世話をしてくれる」「意見を聴いてくれる」など、自身に優しく接してくれる里親を望む声が多くありました。

- また、理想の里親家庭像について、「スポーツや勉強などができる」「(様々な行事に)参加・挑戦・体験させてくれる」「一緒に食事する」「休日は外出して一緒に過ごしてくれる」など、子ども自身が安心・安全に過ごすことができる環境を望む声が多くあった一方で、「(呼称が)『お母さん』はハードルが高く、『おばさん』は周りの目が気になる」「名字が違うことを友達から言われて嫌だった」など、里親家庭で生活するうえでの心配や困りごとに関する声もありました。今後、里親等委託をより一層推進するうえで、これらの意見等を踏まえた里親養育支援を実施していく必要があります。

### (1) 資源の必要量等

- 里親等委託率については、(図表8-7)のとおり、3歳未満及び3歳以上就学前は75%以上を、学童期以降は35~50%以上を資源の必要量等とします。

(図表8-7) 里親等委託率



(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

- ・ なお、里親等委託率の数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるためのものであり、個々のこどもに対する具体的な措置は目標達成のために恣意的に行われるべきものではないため、引き続き、児童相談所において、こどもの最善の利益を図る観点から、家庭養育優先原則の理念を十分踏まえたアセスメントを行い、こどもの意向を尊重しながら里親等委託を実施します。
- ・ また、児童相談所におけるパーマネンシープラン作成の取組や、市町村におけるこども家庭センターや家庭支援事業等の取組は、令和6年度から開始されたものであり、今後、課題や効果分析等を経て家庭復帰等の実績が進めば、国の示した里親等委託率の数値目標に近づく可能性も考えられます<sup>42</sup>。
- ・ 代替養育が必要なこどもの生活の場を確保するため、里親登録数について、養育里親は年間新規15組を資源の必要量等としますが、高齢化等により年間5組が里親登録を辞退すると想定し、年間10組の純増を資源の必要量等とします。また、専門里親は登録数を9組、養子縁組里親は登録数45組以上（ともに各年度末時点）を資源の必要量等とします。
- ・ ファミリーホーム数については、18か所を資源の必要量等とします。
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数については、年間4回以上を資源の必要量等とします。
- ・ 以上を踏まえ、(図表8-8)のとおり、登録率<sup>43</sup>については100%以上を、稼働率<sup>44</sup>については40%以上を資源の必要量等とします。なお、里親等委託推進通知の別紙3によると、「里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い」傾向にあり、「里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）」ことが示されています。里親等委託の推進に向けて、委託候補里親の選定や委託に向けた調整などの業務の質の向上を目指していく必要があります。

<sup>42</sup> 里親等委託率の計算上、施設入所中のこどもが家庭復帰した場合、分母（代替養育を必要とするこども数）は減少するが、分子（里親等委託こども数）は変わらないため、里親等委託率は増加することとなる。

<sup>43</sup> 代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこども数。

<sup>44</sup> 里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこども数。

(図表8-8) 登録率及び稼働率

	実績		見込	資源の必要量等				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 里親登録(認定)数	248	218	230	240	250	260	270	280
② 平均里親受託子ども数	1.39	1.35	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
③ ファミリーホーム定員数 (ファミリーホーム数)	78 (13)	78 (13)	78 (13)	84 (14)	90 (15)	96 (16)	102 (17)	108 (18)
④ 施設入所子ども数	274	270	271	264	256	250	240	232
乳児院	10	7	6	6	6	6	6	6
児童養護施設	264	263	265	258	250	244	234	226
⑤ 里親等委託子ども数	178	173	181	185	190	194	199	205
里親	128	120	126	129	133	136	140	145
ファミリーホーム	50	53	55	56	57	58	59	60
⑥ 登録率 (①*②+③)/(④+⑤)	93.6%	84.0%	83.4%	88.2%	93.0%	97.7%	103.2%	108.0%
⑦ 稼働率 ⑤/(①*②+③)	42.1%	46.5%	48.0%	46.7%	45.8%	44.7%	43.9%	43.4%
里親等委託率 ⑥*⑦	39.4%	39.1%	40.0%	41.2%	42.6%	43.7%	45.3%	46.9%
参考(目標値)		38.0%		41.0%	42.0%	43.0%	44.0%	45~55%

(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

## (2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 里親等委託率については(図表8-2)、里親登録(認定)数については(図表8-6)、ファミリーホーム数及び登録率・稼働率については(図表8-8)のとおりです。

## (3) 整備すべき見込量等

- ・ 里親等委託率については(図表8-7)、里親登録(認定)数、ファミリーホーム数及び登録率・稼働率については(図表8-8)のとおりです。

## 3 整備・取組方針等

- ・ 里親等委託率については、社会的養護が必要な全ての子どもを里親等養育の検討対象と捉え、特に就学前の乳幼児期は愛着関係の基礎を形成する重要な時期でもあり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、引き続き、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としてケースマネジメントを実施します。なお、乳幼児の里親等委託の検討に際しては、里親の就労等により子どもの保育の必要性が生じた場合には、子どもの最善の利益の観点から、引き続き、児童相談所において保育所を所管する市町村と連携した取組を実施します。
- ・ また、施設入所が長期化している子どもについては、子ども自身の意向や家庭状況等に応じて適宜自立支援計画の見直しを行い、家庭養育優先原則に基づく里親等委託(措置変更)の可能性を検討し

ます。

- ・ より良質な里親等委託の環境を整備するため、やむを得ず委託解除となったケースを把握し、要因分析等を踏まえて対応方針を検討します。
- ・ 里親登録（認定）数については、引き続き、里親支援専門 NPO 法人と協働した取組を進めるとともに、対面のみならずオンラインを活用した里親説明会の開催に加え、SNS を活用した広報など、より柔軟性を高めた里親募集機会の創出を検討します。
- ・ また、子ども家庭庁では、毎年10月を「里親月間」と位置づけ、社会全体で里親制度に対する理解促進を図るために集中的な広報・啓発を実施しています。本県においても、並行して県内各地で啓発活動や説明会を実施しており、引き続き、里親月間の取組を行うとともに、こどもの所属機関（学校など）のほか、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、公報等のほか、自治会や子育てボランティア団体等を活用した里親制度の周知等を図ります。
- ・ ファミリーホーム数については、地域における里親支援等の機能も期待される法人型ファミリーホームの新規開設に向けて、社会福祉法人や NPO 法人などに対する制度概要の説明等に努めます。加えて、養育経験が豊富でファミリーホームの開設要件を満たす可能性がある里親がいる場合については、当該里親の意向を確認しながら開設に向けた支援を行います。あわせて、新規開設時における運営・住環境整備支援等のほか、専門性確保のための研修等の実施を検討します。
- ・ 【再掲】乳幼児短期緊急里親事業については、令和7年度までの実施予定ですが、「常時委託可能」な里親環境を継続するためには、全国展開に向けた国による制度化を要望するとともに安定的な委託体制を維持するための乳幼児短期緊急里親への支援（「常時委託可能」の運用研究）など、事業実施で得られた課題の検証等が必要です。
- ・ こどもの養育にあたり必要な支援の内容や程度に応じた柔軟な里親委託を推進するためには、現在の専門里親制度を見直すとともに、ショートステイ里親や一時保護里親などの類型を新たに創設のうえ、類型ごとの加算制度の導入や研修制度の整備等の必要性がビジョンに掲げられており、当該内容の早期実現に向けて国に要望していきます。
- ・ さらに、親子への生活を提供してこどもの安全と親の安定を図る里親や、医療的ケアの必要な子どもや行動障がいのある子どもなどを対象に一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親の類型（里親養育の職業化）の必要性がビジョンに掲げられており、こどもの年齢や状況に応じた里親委託を推進するために、当該内容についても早期実現に向けて国に要望していきます。

#### 4 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
里親等委託率(%)	39.1	40.0	45～55.0以上	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0	
	3歳未満	66.7	70.0	(図表8-7)のとおり					
	3歳以上就学前	67.2	60.0						
	学童期以降	31.8	31.0						35～50.0以上
登録率(%)	84.0	83.4	100.0以上	(図表8-8)のとおり					
稼働率(%)	46.5	48.0	40.0以上						
登録(認定)数(組)	218	230	280	10	10	10	10	10	
	養育里親	163	173	223	50				
					10	10	10	10	10
	専門里親	9	9	9	-				
					-	-	-	-	-
	養子縁組里親	43	45	45	-				
				-	-	-	-	-	
	親族里親	3	3	3	-				
新規里親登録(認定)数	養育里親(組)	11	15	15	(年間15組)				
	専門里親(組)	0	0	0	-				
	養子縁組里親(組)	7	5	5	-				
委託里親数	養育里親(組)	77	80	120	40				
	専門里親(組)	2	2	3	-				
	養子縁組里親(組)	7	7	5	-				
委託子ども数	養育里親(人)	108	114	134	20				
	専門里親(人)	2	2	3	-				
	養子縁組里親(人)	7	7	5	-				
里親登録(認定)に対する委託里親の割合 (年間に1回でも委託のあった里親数)(%)	49.1	49.1	-	(評価のための指標) 対前年度比維持又は増					
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉 審議会の開催件数(件)	4	3	4以上	1					
				1	-	-	-	-	
ファミリーホーム数	ホーム数(か所)	13	13	18	5				
					1	1	1	1	1
	新規ホーム数(か所)	0	0	5	5				
	委託子ども数(人)	53	55	60	5				

※各項目、年度末時点

## 第8-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 前述のとおり、本県では、里親等支援を専任する班を設置し、里親養育支援担当児童福祉司や里親委託推進員、里親リクルート活動員を配置するなど組織体制の強化を図っている中央児童相談所をフォスタリング（54 ページ、脚注 39 参照）業務実施機関に位置付けています。
- ・ また、令和3年度には、日本財団の協力のもと、民間ならではの手法や機動性による里親等支援業務の包括的な実施を目指し、里親支援専門 NPO 法人が設立されました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、児童相談所（1 か所）に加え民間機関をフォスタリング機関として位置付けることを目標としましたが、（図表 8-9）のとおり、R6 目標は未達成見込です。
- ・ 要因としては、里親登録（認定）数の拡充を最優先事項として、当該法人が里親制度等の普及促進やリクルート業務などに注力したことにより、里親等養育支援等を含めたフォスタリング業務の実施体制構築までには至らなかったためです。なお、令和6年度に中央児童相談所において当該法人の職員が包括的な里親等支援業務のノウハウを学ぶための現場研修の機会を設けるなど、法人の組織対応力の強化等を図っています。

（図表 8-9）現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6 見込（目標）		
フォスタリング機関	児童相談所 （1 か所）	児童相談所 （1 か所）	児童相談所 （1 か所）	（児童相談所 （1 か所） + 民間機関）	未達成見込

（出典）大分県子ども・家庭支援課調べ

### 2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、里親等支援業務を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される子ども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、委託子ども等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的に、新たに里親支援センターが創設されました。
- ・ 里親支援センターにおいては、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築する必要があり、NPO 法人等の民間機関の活用も考えられる中、現在その体制は、中央児童相談所に備わっています。

#### （1）資源の必要量等

- ・ 民間機関を活用した里親支援センターの設置は、マーケティング手法等を活かしたリクルート活動

によって子どもが安心・安全に過ごすことができる多様な里親（家庭）を開拓できる可能性や、人事異動がある児童相談所とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親等との継続的な信頼関係を築くことで、より高度な実践が可能となることなどのメリットが考えられます。そこで、里親支援センターの設置数については、令和3年度に設立した里親支援専門 NPO 法人を想定し、1か所を資源の必要量等とします。

- ・ 子どもの養育に関する専門性や親子関係に関するアセスメント、自立支援に関するノウハウ等を有している乳児院や児童養護施設については、里親支援センターによる支援機能を補強・補完する拠点としての役割が期待できます。よって、民間フォスタリング機関の設置数については、里親等養育支援や里親レスパイトを行うフォスタリング機関として、市町村毎の登録里親数や協働できる社会資源の状況等を考慮し、計5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、中央児童相談所（令和6年4月1日時点では里親・措置児童支援課）による業務遂行体制を資源の必要量等とします。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、里親等の要望に即したテーマ別研修の実施を資源の必要量等とします。

## (2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 里親支援センターについては設置しておらず、民間フォスタリング機関についても、里親支援センターを補強・補完する拠点としての機関との考えに基づく場合、設置していません。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、中央児童相談所において包括的な里親等支援業務を行っています。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、里親等からの要望に即したテーマ別研修を実施しており、令和4年度は計3回で延べ210人が参加しましたが、令和5年度は里親登録更新年度のため実施していません。

## (3) 整備すべき見込量等

- ・ 里親支援センター及び民間フォスタリング機関の設置数については、資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、現在の整備・取組状況等の維持及び里親支援センターなど民間との協働体制の強化が整備すべき見込量等となります。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、テーマ別研修の継続実施が整備すべき見込量等となります。

### 3 整備・取組方針等

- ・ 県内の里親登録（認定）数のおおむね4割を大分市が占めており、地理的な移動距離等の制約が比較的少ないものの、きめ細やかな養育ニーズに適宜対応するため、機動性が確保できる里親支援専門NPO 法人による大分市を管轄する里親支援センターの設置に向けて、法人の体制強化等の支援を実施します。
- ・ なお、大分市以外の地域はフォスタリング機関として中央児童相談所が担うこととなりますが、地域における里親等支援機関として、例えば、中央児童相談所から地理的な移動距離等の制約がある地域などを管轄する民間フォスタリング機関の設置を検討します。
- ・ 民間フォスタリング機関については、里親等委託を更に推進するにあたり、里親等の負担が増えることが想定されるため、乳児院や児童養護施設における里親レスパイトの実施とともに、特に本県には、宿泊機能を有する児童家庭支援センターが設置されているため、当該センターの活用もあわせて推進します。また、里親同士の交流等支援を行う県里親会や養子縁組里親に係る包括的支援業務を実施する乳児院について、民間フォスタリング機関としての位置付けを検討します。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、里親支援センターを民間機関が担う場合であっても、里親登録（認定）及び里親等委託の措置は行政権限の行使であることから、県（児童相談所）に措置権者としての責任があることを踏まえ、中央児童相談所における民間機関との連携強化や組織体制の維持を図ります。
- ・ 毎年度、里親等からの意見や要望を十分に考慮した上で、テーマ別研修の内容を充実するなどして質の向上に努めます。また、中央児童相談所のみならず、里親支援センターやフォスタリング機関によるテーマ別研修の実施を検討します。

### 4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】 R11	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数	設置数(か所)	—	0	1	1				
	民間委託数(件)	—	0	1	—	1	—	—	—
民間フォスタリング機関の設置数	設置数(か所)	0	0	5	5				
児童相談所における里親等支援体制の整備	体制整備	整備済	整備済	整備済	民間との協働体制の強化				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	—	3	3	—				
	受講者数(人)	—	200	200	—	—	—	—	—

※各項目、年度末時点